

資料4-1

県政改革アクションプランの 取組状況について

平成26年3月

高知県行政管理課

1 県民から見える県庁づくり（重点取組）

意思決定のプロセスに関する情報公開の充実

- 「補助金」「委託事業」「審議会」等の公表・公開については、25年度も全ての所属でできていた。
- 所属での検証段階で、多忙を理由に「できていない」と報告があり、部局の検証段階で改善された事例が今年度もあった。

情報の共有と幅広い議論

- 上司の判断に異議があり、更に上位の上司や政策企画課長、執行管理室長に申し出て協議した事例はない。

意思決定に対するチェック機能の強化

- 職員からの相談、告発を受ける仕組みとして、外部相談員制度や公益通報処理制度を整備し、周知している。

2 県民と対話をする県庁づくり

官民協働型の県政推進のため不正防止を徹底した上で職員が県民と積極的に対話する仕組みづくり

- 「職員の現場体験」の取組は、今年度も全部局で実施できた。
- 県政に対する不当な圧力や介入があれば幹部職員がリーダーシップを発揮し毅然とした対応ができています。
- 県民からの苦情や相談、情報提供については、データベースシステムの活用等により、庁内で情報共有を行っている。
- 行政事務の基本の部分（決裁処理、書類管理等）において、問題事例が続けて発覚した。

3 県外にも目を向ける県庁づくり

全国や世界にも目を開いた未来志向の組織づくり

- 国、他県、民間等への職員派遣や、効果的な研修体制を整備し、人材育成を進めている。
- 県外・海外事務所やアンテナショップを活用し、情報収集などを行っている。

検証の総括

- 各所属での検証結果は、ほぼ全ての取組項目について、「できている」又は「概ねできている」となっている。
- 職員の理解が深まり、県政改革に関する意識が浸透してきている。
- 部局・所属ごとの話し合いや検証を行うことで、意識の徹底や取組の改善につながっており、PDCAサイクルによる検証と見直しに引き続き取り組む。

課題

- 昨年と同様、多忙を理由に、アクションプランの取組を先延ばしにしがちな所属や、決められたことなので仕方なくやっている気持ちも少しあるといった意見もあり、一部に意識低下の兆候が見られ、検証が漫然と行われている可能性も否定できない。
- 若い世代だけでなく、管理職等でも事件を研修の知識でしか知らない職員が増えており、事件の風化が懸念され、広範な世代への周知徹底が必要。
- 組織としての自浄能力の発揮や法令違反等に対するチェック機能の強化が課題。

今後の取組

- 毎年の検証の機会を通じてプランの着実な実行を確認していく。
- 意思決定のプロセスに関する情報公開の必要性について定期的に周知し、取組の徹底を図る。
- 「県民から見える県庁づくり」について、引き続き重点的に取り組んで行く。
- 新採職員を含む各階層別研修により、広範な世代への徹底を図る。
- 行政事務の基本の部分も含め、組織としての自浄能力を発揮し、チェック機能が有効に働くよう検証を行っていく。
- 併せて、繁忙ゆえの取組の後退があってはならず、業務改善として仕事の仕方の見直し等にも積極的に取り組み、公務能率の向上を図る。

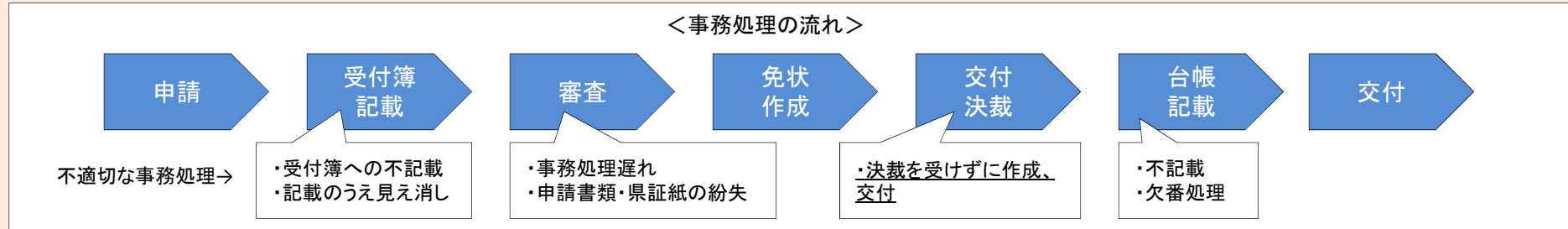
組織としての自浄能力の発揮等について

②

コンプライアンスの確立や綱紀粛正について徹底を図っている中で、今年度は不適切な事案の発覚が相次いだ

①電気工事士免状の交付に係る不適切な事務処理(平成25年6月発覚)

- ・第1種電気工事士の免状交付を担当していた元職員が、申請書類を紛失し、上司の決裁を受けずに免状を交付していた。
- ・受付簿や台帳への正確な記載も怠っていたが、交付を1名で担当していたため、チェックが不十分だった。



②個人情報書類の紛失が連続(平成25年9月発覚)

- 1 生活保護書類の紛失
 - ・生活保護費の支給に関する書類を、県福祉事務所と町役場間での送付過程で紛失。
 - ・同様の事例がないか調査し、過去の書類紛失も明らかになった。(51点209人分)
- 2 奨学貸付金に係る書類の紛失
 - ・貸付金の申請書類等を出張中に紛失。

③定期監査での法令違反指摘

- ・監査委員事務局の定期監査でも、会計関係法令等の違反が指摘されている。

＜定期監査における知事部局の指摘事項の件数＞

	特別指摘事項	指摘事項
平成25年度	0	6
平成24年度	0	17
平成23年度	1	19

指摘事項...法令、条例、規則等に違反するもののうち重大なものなど

特別指摘事項...指摘事項のうち、公務の執行や信頼性に大きな影響を及ぼすもの

こうした問題はどこの所属でも起こりうる。組織としての自浄能力の発揮や法令違反等に対するチェック機能が働いているかについて点検をするため、アクションプラン検証の場を活用して話し合いを実施した。

不適切な事例を防止するポイント

- ①不適切な事務処理事例は、そこに至った原因を想像し、自らの業務に当てはめて参考にする必要がある。
- ②定期的な情報共有が大事だが、そのためには報告・連絡・相談がしやすい職場の雰囲気づくりやコミュニケーションが必要。

今後も自浄能力の発揮やチェック機能が働いているかについて点検していく

資料4-2

県政改革アクションプランの 取組状況について

資料編

平成26年3月

高知県行政管理課

平成25年度『県政改革アクションプラン』 検証結果【知事部局】

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り									事例無し
				①できている。概ねできている。	②一部しかできていない。	③全くできていない。	計事例有						
1 「県民から見える県庁づくり」のために													
(1)意思決定のプロセスに関する情報公開の充実													
ア 意思決定プロセスの公表のルール化													
a 予算編成の概要の公表													
1 予算編成の概要に関する情報をよりわかりやすい形で公表する。	財政課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b 特定の個人・団体等に利害が及ぶ意思決定プロセスの公表													
2 「補助金」の公表	各所属	A	H25	68	100%	0	0%	0	0%	68	40%	100	60%
			H24	(61)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(61)	36%	(107)	64%
3 「融資」の公表	水産政策課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
4 「委託事業」の公表	各所属	A	H25	93	100%	0	0%	0	0%	93	55%	75	45%
			H24	(92)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(92)	55%	(76)	45%
5 「公共事業」の公表	公共事業所管課	B	H25	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	0	0%
			H24	(3)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(3)	100%	(0)	0%
			土木企画課	1						1			
			農業基盤課	1						1			
			治山林道課	1						1			
6 「許認可」の公表	各所属	A	H25	47	100%	0	0%	0	0%	47	28%	121	72%
			H24	(47)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(47)	28%	(121)	72%
7 「職員採用」の公表	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
イ 審議会等の公開、審議会等に関する情報提供の拡充													
a 議事録又は議事要旨の公開範囲の拡充													
8 審議会等の会議は原則公開する。	各所属	A	H25	52	100%	0	0%	0	0%	52	31%	116	69%
			H24	(55)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(55)	33%	(113)	67%
9 公開した会議の会議資料及び会議録等をホームページに掲載し、県民室で供覧する。	各所属	A	H25	52	100%	0	0%	0	0%	52	31%	116	69%
			H24	(56)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(56)	33%	(112)	67%
10 「審議会等の会議の公開に関する指針」を改正する。	文書情報課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
11 非公開の会議でも会議要旨は公開する。	各所属	A	H25	22	100%	0	0%	0	0%	22	13%	146	87%
			H24	(21)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(21)	13%	(147)	88%

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り									事例無し	
				①できている。概ねできている。	②一部しかできていない。	③全くできていない。	計事例有							
b 各種団体からの要望等の公表														
12 各種団体からの要望内容と回答等の公開の仕組みを作る。	各部長等 (各部署主管課)	B	H25	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	0	0%	
			H24	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%	
		総務部	H25	1						1				
		危機管理部	H25	1						1				
		健康政策部	H25	1						1				
		地域福祉部	H25	1						1				
		文化生活部	H25	1						1				
		産業振興部	H25	1						1				
		(理事)	H25	1						1				
		商工政策部	H25	1						1				
		観光振興部	H25	1						1				
		農業振興部	H25	1						1				
		林業振興・環境部	H25	1						1				
		水産振興部	H25	1						1				
土木部	H25	1						1						
会計管理局	H25	1						1						
13 各種団体からの要望内容と回答等を公開する。	各所属	A	H25	32	100%	0	0%	0	0%	32	19%	136	81%	
			H24	(31)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(31)	18%	(137)	82%	
ウ 県民から分かりやすいものとするための工夫														
a 知りたい情報を的確に検索できるホームページの工夫														
14 分類や表示を工夫する。	広報広聴課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
b 公表する情報そのものを分かりやすくする工夫														
15 読み手の立場に立った文書作成に全職員が心がける。	各所属(全職員)	A	H25	167	99%	1	1%	0	0%	168	100%	0	0%	
			H24	(168)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(168)	100%	(0)	0%	
16 文書作成や分かりやすい資料作成手法を学ぶ研修を実施する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
(2)情報の共有と幅広い議論														
ア 課題案件が十分な議論のないまま決定されることを防ぐ仕組みづくり														
a 課題案件の文書化と共有ルールの整備														
17 各部署主管課が部局イントラや共有フォルダ等の整備、充実に取り組み、課題案件や協議結果の文書の保存を行う。	各部長等 (各部署主管課)	B	H25	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	0	0%	
			H24	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%	
		総務部	H25	1						1				
		危機管理部	H25	1						1				
		健康政策部	H25	1						1				
		地域福祉部	H25	1						1				
		文化生活部	H25	1						1				
		産業振興部	H25	1						1				
		(理事)	H25	1						1				
		商工政策部	H25	1						1				
		観光振興部	H25	1						1				
		農業振興部	H25	1						1				
		林業振興・環境部	H25	1						1				
		水産振興部	H25	1						1				
		土木部	H25	1						1				
		会計管理局	H25	1						1				

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り									事例無し		
				①できてい る。概ねでき ている。	②一部しかで きていない。	③全くできて いない。	計 事例有								
b 課題案件を議論の場に出させるルール化															
18 各部署長等は、所管分野の課題案件を積極的に庁議や政策調整会議の議題として提出する。	各部署長等 (各部署主管課)	B	H25	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	0	0%		
			H24	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%		
			総務部	H25	1						1				
			危機管理部	H25	1						1				
			健康政策部	H25	1						1				
			地域福祉部	H25	1						1				
			文化生活部	H25	1						1				
			産業振興部	H25	1						1				
			(理事)	H25	1						1				
			商工政策部	H25	1						1				
			観光振興部	H25	1						1				
			農業振興部	H25	1						1				
			林業振興・環境部	H25	1						1				
			水産振興部	H25	1						1				
土木部	H25	1						1							
会計管理局	H25	1						1							
19 政策企画課長が問題ある案件と判断したものは、庁議に報告し、庁議で対応方針を決定する。	政策企画課長	B	H25	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%		
			H24	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%		
c 決裁ライン上の一部職員に異議ある場合の対応															
20 上司の判断に部下から理由を明示して異議が申立てられた場合には、上司は判断の理由を説明する。	各所属	A	H25	21	100%	0	0%	0	0%	21	13%	147	88%		
			H24	(49)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(49)	29%	(119)	71%		
21 NO20で異議があれば、更に上位の上司や政策企画課長、執行管理室長に理由を付して申し出ることができる。(上司等は協議し、結果を庁議に報告する。)	各所属	A	H25	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	168	100%		
			H24	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(168)	100%		
21 NO20で異議があれば、更に上位の上司や政策企画課長、執行管理室長に理由を付して申し出ることができる。(上司等は協議し、結果を庁議に報告する。)	政策企画課長・ 執行管理室長	B	H25	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	100%		
			H24	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(2)	100%		
(3)意思決定に対するチェック機能の強化															
ア 予算執行段階、監査委員等によるチェック機能の強化															
a 予算執行段階でのチェック機能の強化															
22 執行管理室長が異議ありとしたものは、顧問弁護士への相談を踏まえて庁議に報告し庁議で決定する。	執行管理室長	B	H25	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%		
			H24	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%		
b 事業等の実現性の審査															
23 高知県事業審査アドバイザーを委嘱する。	計画推進課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		
c 外部監査制度の活用															
24 包括外部監査のテーマの選定に当たって、監査委員が監査結果や措置状況、監査の実施状況について積極的に情報提供する。	監査委員事務局	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		
d 専門性の強化															
25 監査委員事務局に非常勤監査員や中小企業診断士などの資格を持った職員を配置する。	監査委員事務局	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		
イ 職員からの相談、告発を受ける仕組み															
a 外部相談員制度の周知徹底															
26 外部相談員制度について、職員に周知徹底する。	行政管理課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		
b 公益通報処理制度の所管変更															
27 公益通報処理制度について、職員に周知徹底する。	監査委員事務局	B	H25	1	0%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		
28 匿名の通報であっても情報提供として受け付ける。	監査委員事務局	B	H25	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%		
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%		

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り								事例無し		
				①できている。概ねできている。	②一部しかできていない。	③全くできていない。	計事例有							
2 「県民と対話をする県庁づくり」のために														
(1) 官民協働型の県政推進のため不正防止を徹底した上で職員が県民と積極的に対話する仕組みづくり														
ア 県民と積極的に対話する仕組みづくり														
a 「対話と実行」座談会及び行脚の実施														
29 「対話と実行」座談会及び行脚を継続していく。	広報広聴課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
b 県政出前講座の実施														
30 制度の周知を図りつつ継続していく。	広報広聴課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
c 出先機関職員等の活用														
31 出先機関の職員、地域支援企画員、地域産業振興監等は、組織的に県民ニーズを把握し、課題の解決を図る。	各出先機関	A(出先のみ)	H25	81	100%	0	0%	0	0%	81	100%	0	0%	
			H24	(80)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(80)	100%	(0)	0%	
31 出先機関の職員、地域支援企画員、地域産業振興監等は、組織的に県民ニーズを把握し、課題の解決を図る。	地域支援企画員(地域づくり支援課)、地域産業推進監(計画推進課)	B	H25	2	100%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%	
			H24	(2)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(2)	100%	(0)	0%	
d 地域活動等への積極的な参加														
32 職員は、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加する。	全職員	A	H25	159	95%	9	5%	0	0%	168	100%	0	0%	
			H24	(157)	93%	(11)	7%	(0)	0%	(168)	100%	(0)	0%	
e 県政情報の分かりやすい発信														
33 これまで以上に記者発表の機会を増やす。	各所属	A	H25	83	100%	0	0%	0	0%	83	49%	85	51%	
			H24	(86)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(86)	51%	(82)	49%	
34 テレビ、ラジオによる広報を一段と拡充する。	広報広聴課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
35 産業振興計画に関する専用のホームページを作って情報発信していく。	計画推進課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%	
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
f 職員の現場体験														
36 各部署で団体や企業等の協力を得て、一定期間現場体験を実施する。	各部長等(各部署主管課)	B	H25	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	0	0%	
			H24	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%	
			総務部	B	H25	1					1			
			危機管理部	B	H25	1					1			
			健康政策部	B	H25	1					1			
			地域福祉部	B	H25	1					1			
			文化生活部	B	H25	1					1			
			産業振興部	B	H25	1					1			
			(理事)	B	H25	1					1			
			商工政策部	B	H25	1					1			
			観光振興部	B	H25	1					1			
			農業振興部	B	H25	1					1			
			林業振興・環境部	B	H25	1					1			
			水産振興部	B	H25	1					1			
土木部	B	H25	1					1						
会計管理局	B	H25	1					1						
イ 対話した内容の文書化と共有のルール														
a 県民との対話の文書化と共有														
37 県民との対話の内容や寄せられた意見を文書で記録し、上司に報告するとともに、関係部署で情報を共有する。	各所属	A	H25	152	99%	1	1%	0	0%	153	91%	15	9%	
			H24	(152)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(152)	90%	(16)	10%	
38 「対話と実行」座談会及び行脚の記録と共有により情報を有効活用する。	各所属	A	H25	109	100%	0	0%	0	0%	109	65%	59	35%	
			H24	(107)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(107)	64%	(61)	36%	

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り								事例無し	
				①できている。概ねできている。	②一部しかできていない。	③全くできていない。	計事例有						
b 県民の声データベースシステムの活用													
39 県政に対する意見、提案やそれに対する回答を文書として記録に残すとともに、システムを活用して全庁で共有する。	各所属	A	H25	79	100%	0	0%	0	0%	79	47%	89	53%
			H24	(83)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(83)	49%	(85)	51%
c 「職務に関する働きかけ」の公表制度の適正な運用													
40 記録票に記載する働きかけの具体的事例を示す。	文書情報課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
41 制度に関する研修を実施する。	文書情報課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
42 幹部職員の率先した取組を周知徹底する。	文書情報課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
d 念書・覚書の公表													
43 毎年度公表する。	各所属	A	H25	28	100%	0	0%	0	0%	28	17%	140	83%
			H24	(20)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(20)	12%	(148)	88%
44 過去の念書等について検証し、その取扱方針を公表する。	各所属	A	H25	27	100%	0	0%	0	0%	27	16%	141	84%
			H24	(23)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(23)	14%	(145)	86%
ウ 県民との対話における姿勢のあり方													
a 高知県職員倫理条例及び規則の周知徹底													
45 研修の場等で職員倫理条例や規則の周知徹底を図る。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b 「不当な圧力・介入」への対応													
46 県政に対する不当な圧力や介入には、幹部職員がリーダーシップを発揮し、毅然と対応していく。	幹部職員	A	H25	5	100%	0	0%	0	0%	5	3%	163	97%
			H24	(11)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(11)	7%	(157)	93%
47 庁内での情報共有や関連情報の県民への提供を行う。	幹部職員	A	H25	5	100%	0	0%	0	0%	5	100%	0	0%
			H24	(11)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(11)	100%	(0)	0%
エ 職員研修のあり方等													
a 公務員倫理に関する研修の充実													
48 階層別研修の中で公務員倫理に関する内容を拡充する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
49 職場研修での取り組みも充実する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b モード・アバンセ事件に関する研修の実施													
50 事件の経過や反省を踏まえた県の取り組みなどの研修資料を作成し、研修の場で活用する。	行政管理課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
c 風通しの良い職場づくり													
51 職員は、広く県民の声を聞き、県民目線に立った仕事を進め、こうした意識を職場の内外で共有する。	各所属	A	H25	168	100%	0	0%	0	0%	168	100%	0	0%
			H24	(168)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(168)	100%	(0)	0%

取組項目	検証する部署	H25 検証区分 A: 全庁共通 B: 個別取組	年度	事例有り									事例無し
				①できている。概ねできている。	②一部しかできていない。	③全くできていない。	計事例有						
3 「県外にも目を向ける県庁づくり」のために													
(1) 全国や世界にも目を開いた未来志向の組織づくり													
ア 未来志向の職員への意識改革													
a 国、他県、民間等への職員派遣と研修成果の共有													
52 中央省庁や民間企業へ職員を派遣する機会を積極的に確保する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
53 県内市町村や他県との人事交流にも継続して取り組む。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
54 研修派遣終了後には研修レポートを庁内イントラに掲示する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b 幅広い視野を持たせる効果的な研修の実施													
55 職員研修では、全国の情報(民間、国、他の自治体等)を織り込んだ効果的な研修を実施する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
c 新規採用時から政策形成力に繋がる研修の実施													
56 新規採用時から政策形成力に繋がる情報収集・活用や企画立案力に関する研修を実施する。	人事課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
イ 全国や世界の情報を収集・分析し、共有する仕組み													
a 県外事務所の活用													
57 県外事務所は、現地での情報分析や県の対応策などを迅速かつ的確に全庁や関係先に報告する。	県外事務所	B	H25	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	0	0%
			H24	(3)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(3)	100%	(0)	0%
			東京事務所	1		0		0		1		0	
			大阪事務所	1		0		0		1		0	
			名古屋事務所	1		0		0		1		0	
b 海外事務所の活用													
58 現地での情報分析や県の対応策などを定期的なレポートとしてまとめ、全庁や関係先に報告する。	海外事務所【地産地消・外商課】	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
c 県応援団の拡充													
59 県との情報の受発信の機会を増やし、応援団を拡充していく。	県外事務所	B	H25	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	0	0%
			H24	(3)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(3)	100%	(0)	0%
			東京事務所	1		0		0		1		0	
			大阪事務所	1		0		0		1		0	
			名古屋事務所	1		0		0		1		0	
d アンテナショップでの情報の受発信													
60 アンテナショップが消費地からの様々な情報収集、県外への情報発信機能の拠点となるよう活用する。	各所属	A	H25	45	100%	0	0%	0	0%	45	27%	123	73%
			H24	(50)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(50)	30%	(118)	70%
e アドバイザー等の設置													
61 高知県産業振興アドバイザーの派遣等を行う。	計画推進課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
62 高知県スーパーバイザーを委嘱する。	計画推進課	B	H25	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
			H24	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%

県政改革アクションプランの取組状況の検証について各部署の主な意見（知事部局）

1 各所属での取組状況

（１）各所属で取り組む項目の検証結果に対してどう認識しているか。

- ①職員の県政改革に対する理解や意識は浸透、定着していると考えられる。
- ②職員の意識の中に浸透し、取り組む姿勢があるが、今後とも個々職員及び所属として適宜点検していくことは必要と考える。
- ③公表等についてタイミングを失っている事例もあったことから、節目での確認作業等を充実させるなど、各職員の理解を深める必要がある。
- ④問題が発生した場合等には検証項目に沿って話し合い、自由に意見を出し合うように努めている。
- ⑤今年度の取組として、主管課において部の共有フォルダの体系的な整理を行い、情報共有の充実に努めた。
- ⑥他と比べて違和感を感じる項目や、判断基準があいまいな項目がある。

2 各部署での取組状況

（１）各種団体からの要望等の公表・仕組みづくりができていますか。（検証区分NO12）

- ①県政改革アクションプランの取組に沿って実施できている。
- ②直接、要望等がなされるケースはほとんどないが、要望等がなされた場合にはHP等で公表していく。
- ③HPでの公表等にはなじまない事項であっても協議結果等の整理は必要と考えるが、日々の業務に忙殺されて十分にできていない場合がある。
- ④公表する仕組みができていますが、一層、迅速な公表に努めるとともに、部内の情報共有にも心がけていく必要がある。

（２）現場体験を実施しているか。（検証区分NO36）

◆総務部

- 全庁の職員を対象とする実地研修（新採用職員研修（「県民の声に学ぶ」）、CSマナー研修など）を実施。

◆地域福祉部

- 障害保健福祉課の新任職員が障害福祉関係施設を訪問し、直接施設の現状を見たいと施設職員と意見交換を行った。
- 児童相談所では、児童養護施設が行う業務に職員が参加し、施設の実情を把握、入所児童、施設職員と交流。

◆産業振興推進部

- 先進的な取組を行っている地域の団体との意見交換会や交流会を実施。
 - ・地域支援企画員の新任研修
 - ・地域づくり交流会

◆観光振興部

- 民間事業者と一体的な取組を行った。
 - ・臨時観光案内所での観光案内、P R
 - ・県外旅行エージェントへのセールスキャラバン

◆農業振興部

- 採用2年目の普及指導員等を対象に、管内の篤農家や農業生産法人等の協力をいただきながら、生産現場の体験研修を実施。
- 概ね5年以上の普及指導員を対象とするマーケティング研修を実施。
- 新任普及指導員先進農家派遣研修（管内農家 約2週間）を実施。
- 県外の食のイベントや量販店での商談、試食販売などにおいて、職員が店頭に立ち、P Rや接客を行っている。

◆林業振興・環境部

- 日頃から森林整備や木材加工・森林土木など林業に関する現場に出向き、それぞれの状況の把握に努めるとともに、関係事業者との研修も実施。
 - ・森の工場、治山・林道工事現場での勉強会

◆会計管理局

- 四国銀行の事務センターの見学研修を実施。

（3）県政に対する不当な圧力・介入に対して毅然と対応しているか。（検証区分NO46）

- ①不当な圧力や介入に該当する事例には対応できている。
- ②説明責任を果たし、できないものはできないという毅然とした態度で日々対応している。
- ③事例のある所属では、管理職等が毅然とした態度で対応している。事例のない所属においても、県政改革の取組以降、こうした意識は浸透している。

3 職員の意識

(1) アクションプランの目指す方向性を各職員が理解しているか。

- ①所属の目標設定での話し合いなどを通じて、各職員への周知は進んでいる。
- ②県民ニーズの把握、情報の共有、十分な検討、討議を行った後に所属としての意思決定するなど、プロセスも適正に確保されている。
- ③職員との目標設定面談時や職場内研修実施時等には、目指す方向性について職員の理解を確認している。
- ④「モードアバンセ事件」について、若手職員には内容を知らないものもいることから、所属の運営方針の決定に際して、アクションプランの意義・目的等を職員に徹底している。

(2) アクションプランの取組により職員の意識改革がなされているか。

- ①「県民から見える県庁づくり」や「県民と対話をする県庁づくり」に取り組んできた結果、前向きに仕事に取り組む意識が根付いてきているほか、そうした職場環境づくりも進んできている。
- ②情報の取り扱いに関しては、課内での共有、報告の重要性を意識するようになった。
- ③県政に対する不当な圧力には毅然とした態度で対応する意識が浸透していることや情報公開への対応、相手にわかりやすい文章表現などが実践できている。
- ④職員の仕事に対する取組姿勢や意識改革が着実に進んでいるが、目指す方向性について職員の理解を確認し、一層、意識改革に努めなければならない。

4 アクションプランの見直し等

(1) アクションプランの取組を進めることで改善されたことは何か。

- ①職員が情報公開を意識し、根拠法令等に基づく適正な対応や分かりやすい文書作成に努めている。
- ②県政にとって何がプラスになるかを考えつつ、原理原則に立った行政を推進する意識が定着した。
- ③要望や要求内容を公表することにより、その内容を第三者が見ることができるため、不当と思われるものが減少し、職員も毅然とした対応が取りやすくなった。
- ④取組項目を検証することで、意識の徹底につながっている。情報共有とプロセスに関する情報公開がシステム化されてきたことも改善点の一つ。
- ⑤常に県民からの目が注がれていることを認識して、業務の進め方などで、コンプライアンスの遵守の意識が一層高まった。
- ⑥上司や管理職に早めに報告し、相談できるようになった。

(2) アクションプランの取組内容は形骸化していないか。

- ①アクションプランの取組が定着し、当たり前のこととして行えており、取組内容は形骸化していない。
- ②毎年度、所属単位で職員による話し合いの実施、部局単位での検証といったフォローアップの仕組みがあり、形骸化しないのではないかと。
- ③決められたことなので仕方なくやっているという気持ちも少しある。
- ④モード・アバンセの事件を契機として始まった時と比べて、世代交代も進み意識が薄まってきているように思う。
- ⑤業務が多忙な中で、公表等が遅れることもあるが、形骸化による理解の後退ではない。
- ⑥取り組んでいくことの意義や大事さを、自分自身や、ひいては組織を守る取組であることを、今後も継続して職場内で話し合っていくことが重要。
- ⑦PDC Aサイクルによる検証と見直しを実行することにより形骸化は防げる。

⇒ 形骸化はしていないという意見がほとんどだが、意識低下の兆候が見られる。事件当時を知る職員が少なくなってきたことや業務多忙の現状から、形骸化を防ぐためにどうすればいいかを意識している所属が多い。

- ・PDC Aサイクルによる検証の継続、所属での話し合いの実施
- ・職員研修での意識啓発
- ・取組の意義やプランができた経緯の話し合い

(3) 職員の負担が過大になっていないか。

- ①職員にとって当然のことであり、負担が過大になっている状況ではない。また、負担が大きくなり過ぎないように協力し合う体制が整っている。
- ②県政アクションプランに掲げた取組は、県民目線で業務に当たるといふ公務のあり方の基本となるものであり、過度の負担とはならない。
- ③事務処理など煩雑な面もあるが、各々の取組について一定の仕組みやルールができており、通常業務の中で取り組んでいる。
- ④過大とまでは言えないが、負担感はある。
- ⑤この業務のみであれば負担ではないが、全体的に業務が多忙な中で、負担になっている面がある。
- ⑥個人情報を含む文書の亡失事故の発生とその処理を通じて、適正な事務執行が行われていないことが、後日、より大きな職員への負担となることを全職員が痛感した。

⇒ ほとんど通常業務に溶けこんでいる、負担が過大とまでは言えないという意見が多くを占める。一方で、アクションプランの取組以外での業務量が多く、公表が遅れたり、記録作成や公表手順などの事務処理面で負担を感じるという意見もあった。

所属単位での報告で、多忙を理由に「できていない」とされていた項目が、部の検証段階で軌道修正を促され、改善した事例が昨年度に引き続き今年度もあった。

県政改革アクションプランは、県政改革の方向性をより具体的なものとするための行動指針であることを継続して意識することが必要。

繁忙部署においては、各所属、部局での話し合いや検証作業の場を活用するなどにより、仕事の仕方の見直しに継続して取り組む。

(4) アクションプランは見直しや新たな取組が必要となっていないか。

- ①現時点で必要性は感じないが、常に見直しの視点を持つことが必要。
- ②見直しや新たな取組の必要性は感じていない。新たな取組を始める場合は、スクラップ&ビルドでお願いしたい。
- ③全庁的にできていることは削除し、新たにすべきことを追加するなどの見直しは必要。外部の環境などの変化に伴う見直しは、その都度行われるべきものだと思う。
- ④非常勤職員や臨時職員へも理解を深めさせていくことが重要。

⇒ 特に見直しは必要ないという意見がほとんど。公表ができていなかった所属もあり、また、取組の経緯を知らない職員が増えているといった意見や、業務繁忙で手が回らないといった意見も受けており、取組意識の低下が懸念されるので、検証し、改善する視点を持って取り組んでいくことが必要。

継続的な研修や各所属、各部局での検証の場を生かして、この取組を全ての職員が理解し、継続させていく。

また、ほぼ全ての項目が「できている」となってきたことや、プラン策定から時間が経過したことで、見直しの必要性を感じ始めている所属もある。

5 その他

(1) 組織の自浄能力が発揮できているか、法令違反等に対するチェック機能が働いているか。

- ①個人情報保護や会計規則等の遵守について、常日頃より各職員が細心の注意を払い、また上司のチェックも行っているなど、適切に機能する仕組みがある。
- ②複数職員で情報を共有し、互いにその支援方針や支援方法について意見を出し合ったり上司からの指示を出したりすることで業務が適切に遂行されるよう進捗管理を行っている。
- ③定期的にチーフ会やチーム会を行い、各担当業務の進捗状況を確認することとし、課題の早期発見に取り組む。
- ④公文書の收受、発送、保管、保存方法などについて再検討し、適切な管理を徹底する。
- ⑤法令に触れる心配のある事項については、嘱託弁護士に相談するようにしている。
- ⑥法令遵守に関しては、職員に業務を前例踏襲でなく法令等の根拠を確認のうえ遂行するよう指導している。
- ⑦再発防止に関し、組織的に検討して対応方針を決定するなど、チェック機能は一定働いていると考える。
- ⑧形式的なチェック体制を整えても、個人に悪意があれば組織でのチェックにも限界がある。また、事務が繁雑になると却って形骸化してしまう恐れがある。
- ⑨チェック機能にかからない細かな部分でのミス等を防ぐことは難しいので、各班の勉強会等を通じて、個々の能力の向上を図ることも重要である。
- ⑩各職員が高いコンプライアンスの意識を持つことが基本。

- ◆不適切な事務処理の事例が発生した時は、単に類似事務の有無とその事務が適正に処理されているかを確認するだけでなく、不適切に至った原因を想像し、自らの業務執行に当てはめて参考にすることが必要。
- ◆日常的に気軽に相談できる体制、チーム内業務の定期的な進捗管理、声掛けなどにより、個人が業務を抱え込まず所属内で相互にチェックし合える環境づくりが必要。

⇒ 複数でのチェック体制や情報共有により、チェック機能が働いているという意見が大半。根拠法令等の確認や、組織的な対応、必要に応じて第三者への相談もできている。

定例会やチーム会等での情報共有が重要で、そのために報告・連絡・相談がしやすい職場の雰囲気づくりや人間関係の構築が必要との認識。

一方、チェック機能を働かせる仕組みや情報共有だけでは限界があり、職員一人一人の能力及びコンプライアンスの意識向上も重要との意見もある。

具体的な行動については、他所属で起こったことを自所属での業務に置きかえてチェックできている。